

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成29年1月23日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は、元妻との離婚に際して、（請求人に支給される）国民年金基金を元妻に譲渡しており、年金入金の預金口座の通帳及びキャッシュカードを差し入れていることから、請求人は国民年金基金を受給しておらず、法63条にいう資力を有していたとは言えない。また、病弱の長女を世話している元妻の生活困窮状態からみて、仮に、元妻に返還請求をしても、支払いを期待できない。

国民年金基金の用途は、元妻に対する実質的な財産分与であって、浪費されているわけではなく、間接的に、元妻の監護下にいる

請求人の長女、次女に対する養育費支払いを免れていることから、請求人の自立更生に資しているといえる。

処分庁は、かかる状況について、十分な調査をしていない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年9月1日	諮問
平成29年10月20日	審議（第14回第3部会）
平成29年11月28日	審議（第15回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。

以下「次官通知」という。なお、この次官通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による処理基準である。) によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている(第 8・3・(2)・ア・(7))。

(2) 法 6 1 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

(3) 法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

また、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)によれば、法 6 3 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている(問 13-5・答(1))。

そして、法 6 3 条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるところ(東京高等裁判所平成 25 年 4 月 22 日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例)、同条の「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、

保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」小山進次郎著649頁）。

- (4) ところで、法63条が「保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還」をしなければならないとし、福祉事務所長による返還金額の算定（裁量）を認めているところ、返還金額の決定に際しては、次官通知等に基づき、収入認定の対象としないもの（控除）及び自立更生の観点から返還の対象としないもの（免除）等が定められている。

すなわち、次官通知第8・3・(3)のアないしチ（社会事業団体等から被保護者に臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの及び自立更生を目的として恵与される金銭のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額など）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。なお、この局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である。）第8・2・(1)ないし(5)（貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられるもので、事前に承認のある、就学資金、医療費、結婚資金、住宅資金など及び自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金、見舞金など）で定めるものについては、収入認定の対象としないとされている。

そして、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を対象とすることによって当該被保護世帯の

自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除しても差し支えない。」とし、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」とし、ただし、「贈与等により当該世帯以外のために充てられた額」等は除くとしている（1・(1)・④・(イ)）。

- (5) 国民年金法24条は、（同法に基づく）「給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。」と規定している。

2 本件処分について

- (1) 本件においては、以下の事実がそれぞれ認められる。

ア 平成26年度課税調査により、請求人に対して、届出のなかった年金の受給が判明したこと。

イ 請求人に年金受給の事実を確認したが、請求人は、これを認めなかったこと。

ウ そのため、年金に係る法29条に基づく調査を行ったところ、請求人については、平成22年12月から、国民年金基金により年金が各年1回、支給されていること。

エ 再度、請求人に年金受給の事実を確認したところ、請求人は、当該年金は元妻との離婚の条件として元妻に全額譲渡していることから、請求人の収入ではないなどとして、当該各年金に係る収入申告書の提出を拒んでいること。

オ 請求人に係る保護開始から平成27年12月までの年金受給額は、本件各年金回答により、合計で290,000円（以下「本件各年金」という。）になること。

カ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課及び弁護士の見解等に基づき、本件各年金は、いずれも請求人の収入であると認め

られること。

キ 処分庁内部でケース診断会議を開催し、保護開始後に請求人が受給している本件各年金については、法63条に基づき返還決定を行うべきであるとしていること。

ク 処分庁は、本件各年金については、その全てが元妻に対する贈与であるとされていることから、保護費の返還請求額の算定に当たり、自立更生免除を認めることはできないとしていること。

- (2) 以上のことから、処分庁は、ケース診断会議における判断並びに本件各年金回答等に基づき、保護開始後から平成27年12月までに請求人が受給した本件各年金（計290,000円）については、いずれも請求人の各当該月の収入であると認定した上で、それぞれの金額がいずれも当該月に請求人に支給された保護費の額を超えていなかったこと、そして、控除額及び返還免除額については、それぞれ0円であるとし、本件各年金の額（290,000円）について、法63条の規定に基づき返還を求めるべきとの結論を得たことから、本件処分を決定したものと認められる。
- (3) そして、請求人に係る各当該月の保護費の額の計は、404,798円（平成25年12月：98,350円、平成26年12月：154,248円及び平成27年12月：152,200円）であり、いずれの月においても、年金受給額が支給済保護費を超えていなかったことが認められる。
- (4) そうすると、処分庁が、保護開始後から平成27年12月までに請求人が受給した本件各年金について、いずれも請求人の収入である旨認定した上で、返還金額の決定において、請求人については、次官通知、局長通知等に基づく免除及び控除に当たるものはないと判断し、本件各年金（計290,000円）

に相当する支給済保護費について、返還を求めるとした本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき、適正になされたものと認められる。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解されるが、仮に、請求人の主張するような事情が存したとしても、そのことをもって、本件処分が違法、不当な処分となるとは認められないことから、請求人の主張を本件処分の取消理由とすることはできない。
- 4 ところで、審理員の調査によれば、処分庁は、平成26年12月に請求人に支給された保護費について、正しくは154,248円とすべきところ、これを誤って、169,736円として算定したことから、本件処分に係る起案及び処分通知書において、支給済保護費の額を404,798円とすべきところ、420,286円と表示していることが認められる。しかしながら、当該月の年金受給額107,400円はいずれの額も超えていないことが認められるから、そのことをもって、本件処分を取り消すほどの瑕疵があるものとまでは認められない。
- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成